



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー  
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二  
(JASDAQ・コード4311)  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役 小寺 健治  
電話番号03-5428-8830

## 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の承認を求める議案を、下記のとおり、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 議案の内容

当社のストック・オプション報酬額は、平成 18 年 6 月 22 日開催の第 15 回定時株主総会において年額 2,000 万円以内とする旨ご了承いただき今日に至っておりますが、ブラック・ショールズ・モデルにより算出する発行価額の変動に備えるため、当社の取締役のストック・オプション報酬額を年額 5,000 万円以内と変更し、その範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は新株予約権の割当日において算出した新株予約権 1 個当たりの公正価額に割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

#### 2. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 120 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

120 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 5 年以内とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(8) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記の内容については、平成 19 年 6 月 21 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会において、「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」が承認されることを条件といたします。

以 上